

電気通信設備製造共通仕様書

平成 31 年 4 月

独立行政法人 水資源機構

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節	総 則	1-1
1-1-1	適 用	1-1
1-1-2	用語の定義	1-2
1-1-3	設計図書の照査等	1-7
1-1-4	施工計画書	1-8
1-1-5	監督員	1-9
1-1-6	用地等の使用	1-9
1-1-7	製造の着手	1-10
1-1-8	製造の下請負	1-10
1-1-9	施工体制台帳	1-10
1-1-10	受注者相互の協力	1-11
1-1-11	調査・試験に対する協力	1-12
1-1-12	製造の一時中止	1-12
1-1-13	設計図書の変更	1-13
1-1-14	納入期限の変更	1-13
1-1-15	支給材料及び貸与品	1-14
1-1-16	現場発生品	1-15
1-1-17	建設副産物	1-15
1-1-18	完成図	1-16
1-1-19	完成検査	1-17
1-1-20	既済部分検査等	1-18
1-1-21	部分使用	1-18
1-1-22	施工管理	1-19
1-1-23	製造関係者に対する措置請求	1-20
1-1-24	製造中の安全確保	1-21
1-1-25	爆発及び火災の防止	1-23

1-1-26	後片付け	1-24
1-1-27	事故報告書	1-24
1-1-28	環境対策	1-24
1-1-29	文化財の保護	1-24
1-1-30	交通安全管理	1-25
1-1-31	施設管理	1-25
1-1-32	諸法令の遵守	1-25
1-1-33	官公庁等への手続等	1-25
1-1-34	施工時期及び施工時間の変更	1-26
1-1-35	測量	1-26
1-1-36	天災その他の不可抗力による損害	1-27
1-1-37	特許権等	1-28
1-1-38	保険の付保及び事故の補償	1-28
1-1-39	臨機の措置	1-29

第2章 土木工事部分

第1節	一般事項	1-29
-----	------	------

第2編 器具及び材料編

第1章 総 則

第1節 適 用	2-1
---------	-----

第3編 電気通信設備製造共通編

第1章 総 則

第1節	総 則	3-1
1-1-1	用語の定義	3-1
1-1-2	請負代金内訳書	3-1
1-1-3	工程表	3-2
1-1-4	現場技術員等	3-2
1-1-5	支給材料及び貸与品	3-3
1-1-6	監督員による確認及び立会等	3-3
1-1-7	数量の算出	3-4
1-1-8	完成図書納品	3-4
1-1-9	施工管理	3-6
1-1-10	製造中の安全確保	3-6
1-1-11	交通安全管理	3-6
1-1-12	測量	3-7
1-1-13	提出書類	3-7
1-1-14	創意工夫	3-7

第2章 共通土木工

第1節	適 用	3-8
-----	-----	-----

第3章 設備の耐震基準

第1節	適 用	3-8
-----	-----	-----

第4章 共通設備工

第1節	適 用	3-8
-----	-----	-----

第4編 電気設備編

第1章 総 則

第1節 適 用	4-1
---------	-----

第5編 通信設備編

第1章 総 則

第1節 適 用	5-1
---------	-----

第6編 電子応用設備編

第1章 総 則

第1節 適 用	6-1
---------	-----

電気通信設備製造共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. 適用

本共通仕様書は、独立行政法人水資源機構が発注する電気通信設備製造（以下、「製造」という。）に係る、製造請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「独立行政法人水資源機構工事技術検査要領（以下「検査要領」という。）及び「電気通信設備工事監督実施基準（以下「監督実施基準」という。）」に準じた監督・検査体制のもとで、製造請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。

3. 優先事項

契約図面、特記仕様書及び数量総括表に記載された事項は、本共通仕様書に優先する。

4. 設計図書間の不整合

特記仕様書、契約図面、数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

5. SI単位

設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. 監督員

本仕様で規定されている監督員とは、契約書第9条第1項に基づき発注者が選任しその役職及び氏名を受注者に通知した者をいい、統括監督職員、主任監督職員、主任監督職員代理、監督職員を総称していう。受注者には主として主任監督職員、主任監督職員代理及び監督職員が対応する。

2. 統括監督職員

本仕様で規定されている統括監督職員とは、製造の監督を統括し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事等の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約職又は分任契約職に対する報告等を行うとともに、主任監督職員、主任監督職員代理及び監督職員の指揮監督を行う者をいう。

3. 主任監督職員

本仕様で規定されている主任監督職員とは、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、製造実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、使用材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事等の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における統括監督職員への報告を行うとともに、主任監督職員代理及び監督職員の指揮監督並びに現場監督統括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

4. 主任監督職員代理

本仕様で規定されている主任監督職員代理とは、監督員のうちからあらかじめ主任監督職員代理として指定されるもので、主任監督職員に事故がある場合にその職務を代わって行う者をいう。

5. 監督職員

本仕様で規定されている監督職員は、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、製造実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、ま

た、契約図書に基づく工程の管理、立会、使用材料試験の実施（重要なものは除く。）、段階確認を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督職員、主任監督職員代理への報告を行う者をいう。

6. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

7. 設計図書

設計図書とは、仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、数量総括表を含むものとする。

8. 仕様書

仕様書とは、各製造に共通する共通仕様書と製造ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

9. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等製造を施工する上で必要な技術的要求、製造内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

10. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、製造の施工に関する明細又は製造に固有の技術的要求を定める図書をいう。

11. 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

12. 現場説明書

現場説明書とは、製造の入札に参加するものに対して発注者が当該製造の契約条件等を説明するための書類をいう。

13. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

14. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

15. 数量総括表

数量総括表とは、製造の施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

16. 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、製造の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

17. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

18. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

19. 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し製造に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

20. 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員又は検査員に対し製造に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

21. 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、製造の状況又は結果について書面により知らせることをいう。

22. 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、製造の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

23. 受理

受理とは、提出又は通知された書面を受けとり、内容を把握することをいう。

24. 連絡

連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第16条に該当

しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

25. 納品

納品とは、受注者が監督員に完成時に成果品を納めることをいう。

26. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

27. 書面

書面とは、手書き、印刷物等による打合せ簿等の履行帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

28. 履行写真

履行写真とは、製造の着手前及び完成、また、施工管理の手段として施工段階及び完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、履行中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

29. 履行帳票

履行帳票とは、施工計画書、打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

30. 履行書類

履行書類とは、履行写真及び履行帳票をいう。

31. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。

32. 完成図書

完成図書とは、完成時に納品する成果品をいう。

33. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

34. 製造関係書類

製造関係書類とは、契約図書、契約関係書類、履行書類、及び完成図書

をいう。

35. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

36. 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

37. 製造検査

製造検査とは、検査員が契約書第26条、第32条、第33条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

38. 検査員

検査員とは、契約書第26条第2項の規定に基づき、検査を行うために発注者が定めた者をいう。

39. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関での品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

40. 納入期限

納入期限とは、契約図書に明示した製造を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた期限をいう。

41. 契約日

契約日とは、契約書の締結日をいう。

42. 製造の着手

製造の着手とは、契約日以降の実際の製造のための準備（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付における詳細設計又は工場製作を含む製造における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

43. 製造

製造とは、本体製造及び仮設工、又はそれらの一部をいう。

44. 本体製造

本体製造とは、設計図書に従って、製造目的物を施工するための製造をいう。

45. 仮設工

仮設工とは、各種の仮工事であって、製造の施工及び完成に必要とされるものをいう。

46. 履行区域

履行区域とは、用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

47. 現場

現場とは、製造を施工する場所及び製造の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

48. SI

SIとは、国際単位系をいう。

49. 現場発生品

現場発生品とは、製造の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

50. JIS規格

JIS規格とは、日本工業規格をいう。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第16条第1項第1号から第2号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明

又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-4 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、製造の着手前に製造目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し製造の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な製造においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 製造概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、用地等を含む。）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度

当該製造に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-5 監督員

1. 監督員の権限

当該製造における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

2. 監督員の権限の行使

監督員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-6 用地等の使用

1. 維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2. 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び製造の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、製造の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3. 第三者からの調達用地

受注者は、製造の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4. 用地の返還

受注者は、第1項に規定した用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。

い。製造の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5. 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6. 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を製造用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-7 製造の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める契約日の翌日以降30日以内に製造に着手しなければならない。

1-1-8 製造の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、製造の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が独立行政法人水資源機構（以下、「機構」という。）の一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負の施工能力を有すること。

なお、下請契約にあたっては、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

1-1-9 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、製造を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領について」（平成13年10月1日付け13技第260号、最終改正平成31年1月11日付け30技管第124号）に従って記載

した施工体制台帳を作成し、現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

2. 施工体系図

第1項の受注者は、「施工体制台帳に係る書類に関する実施要領について」（平成13年10月1日付け13技第260号、最終改正平成31年1月11日付け30技管第124号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、製造関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

3. 名札等の着用

第1項の受注者は、主任技術者（下請負者を含む）に、現場内において、件名、納入期限、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。

主任技術者	
写真 2 cm × 3 cm 程度	氏名 ○○ ○○
	件名 ○○装置製造
	納入期限 ○○年○○月○○日
	会社 ◇◇株式会社
	印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

図1-1-1 名札の標準図

4. 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1-1-10 受注者相互の協力

受注者は、契約書第3条の規定に基づき隣接工事等又は関連工事等の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事等が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

土木工事部分は、機構制定の「土木工事共通仕様書」による。ただし、この共通仕様書に記載されている事項は、この限りではない。

1-1-11 調査・試験に対する協力

1. 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 低入札価格調査

受注者は、当該製造が「物品等の調達に関する契約事務処理要領第18条第4項」に基づく調査対象となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- (2) 第1編1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

なお、監督員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。

3. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-12 製造の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第17条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、製造の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による製造の中断については、1-1-39臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、製造の続行が不適當又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事等の進捗が遅れたため製造の続行を不適當と認めた場合
- (3) 製造の着手後、環境問題等の発生により製造の続行が不適當又は不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、製造の中止内容を受注者に通知し、製造の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は製造の再開に備え現場を保全しなければならない。

1-1-13 設計図書の変更

設計図面の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-14 納入期限の変更

1. 一般事項

契約書第14条第5項及び第6項、契約書第15条、契約書第16条第4項、契約書第17条第1項、契約書第18条の規定に基づく納入期限の変更について、契約書第17条第2項の納入期限の変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において、以下、「事前協議」という。）

ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第16条第4項及び第17条第1項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において納入期限の変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、納入期限の変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第17条第1項に基づく製造の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において納入期限の変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、納入期限の変更の協議書を監督員に提出するものとする。

4. 納入期限の延長

受注者は、契約書第18条に基づき納入期限の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において納入期限の変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、納入期限の変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 納入期限の短縮

受注者は、契約書第19条第1項に基づき納入期限の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、納入期限の変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-15 支給材料及び貸与品

1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第14条第7項の規定に基づき善良な管理者の注意により管理しなければならない。

2. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品精算書、支給材料精算書

受注者は、製造完成時（完成前に製造工程上、支給材料の精算が可能な

場合は、その時点。)に、支給品精算書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

4. 引渡場所

契約書第14条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

5. 返還

受注者は、契約書第14条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

6. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

7. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事等に流用してはならない。

8. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-16 現場発生品

1. 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-17 建設副産物

1. 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を製造に用い

る場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体製造又は設計図書に指定された仮設工にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される製造にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。

3. 法令遵守

受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成14年6月12日付け14技第140号）、「再生資源の利用の促進に関する法律の施行について」（平成3年12月26日付け3技第129号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について（平成18年6月13日付け18技第32号）」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4. 再生資源利用計画

受注者は、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物を現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、製造完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

1-1-18 完成図

受注者は、設計図書に従って完成図を作成しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等製造目的物によっては、監督員の承諾を

得て完成図を省略することができる。

1-1-19 完成検査

1. 完成届の提出

受注者は、契約書第26条の規定に基づき、完成届を発注者へ監督員を通じて提出しなければならない。

2. 完成検査の要件

受注者は、完成届を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての製造が完成していること。
- (2) 契約書第15条の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた履行写真、出来形管理資料、製造関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた製造においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

4. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、製造目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 製造の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 製造管理状況に関する書類、記録及び写真等

5. 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

6. 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第26条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規定

受注者は、当該完成検査については、第3編1-1-6監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

1-1-20 既済部分検査等

1. 一般事項

受注者は、契約書第32条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第33条第1項の製造の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 部分払いの請求

受注者は、契約書第32条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に製造の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、製造目的物を対象として製造の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 製造の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 製造管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4. 修補

受注者は、検査員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。

5. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、第3編1-1-6監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

6. 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

1-1-21 部分使用

1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2. 監督員による検査

受注者は、発注者が契約書第28条の規定に基づく当該製造に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-22 施工管理

1. 一般事項

受注者は、製造の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2. 施工管理頻度、密度の変更

監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 製造の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、件名、納入期限、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、一般通行人等へ情報の提供の必要性が低い場合においては、監督員の承諾を得て省略することができる。

4. 整理整頓

受注者は、製造期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5. 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合に

は直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6. 労働環境の改善

受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるように作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7. 発見・拾得物の処置

受注者は、履行中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

8. 記録及び関係書類

受注者は、電気通信設備工事の施工管理及び規格値を定めた電気通信設備工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、写真管理基準により電気通信設備製造の履行写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、製造完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、電気通信設備工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

1-1-23 製造関係者に対する措置請求

1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が製造目的物の品質・出来形の確保及び納入期限の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 技術者に対する措置

発注者又は監督員は、主任技術者が製造目的物の品質・出来形の確保及び納入期限の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、

受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-24 製造中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施行企画課長通達 平成17年3月31日）を参考にして、常に製造の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該製造の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 支障行為等の防止

受注者は、製造の施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3. 周辺への支障防止

受注者は、履行場所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

4. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかななくてはならない。

5. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

6. 安全巡視

受注者は、履行期間中、安全巡視を行い、履行区域及びその周辺の監視を実施し、必要に応じて監督員へ連絡を行い安全を確保しなければならない。

7. 現場環境改善

受注者は、現場の環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域と

の積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

8. 定期安全研修・訓練等

受注者は、製造の着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該製造内容等の周知徹底
- (3) 製造の安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該製造における災害対策訓練
- (5) 当該現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

9. 施工計画

受注者は、製造の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

10. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は製造報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

11. 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、製造中の安全を確保しなければならない。

12. 工事関係者の連絡会議

受注者は、現場が隣接し又は同一場所において別途工事等がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事等関係者連絡会議を組織するものとする。

13. 安全衛生協議会の設置

監督員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正、法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受

注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

14. 安全優先

受注者は、履行中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成27年5月改正、法律第17号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

15. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

16. 地下埋設物等の調査

受注者は、施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

17. 不明の地下埋設物等の処置

受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

18. 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

1-1-25 爆発及び火災の防止

1. 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

- (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入

防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2. 火気の使用

受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、履行中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-26 後片付け

受注者は、製造の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び製造にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、製造検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-27 事故報告書

受注者は、製造の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、製造事故報告書を提出しなければならない。

1-1-28 環境対策

1. 一般事項

受注者は、環境対策については、電気通信設備工事共通仕様書第1編1-1-30に定める措置をとらなければならない。

1-1-29 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、文化財の保護については、電気通信設備工事共通仕様書第1

編 1-1-31に定める措置をとらなければならない。

1-1-30 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、交通安全管理については、電気通信設備工事共通仕様書第1編 1-1-32に定める措置をとらなければならない。

なお、第三者に製造公害による損害を及ぼした場合は、契約書第23条によって処置するものとする。

1-1-31 施設管理

受注者は、現場における既存施設（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第28条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-32 諸法令の遵守

1. 一般事項

受注者は、諸法令の遵守については、電気通信設備工事共通仕様書第1編 1-1-34に定める措置をとらなければならない。

1-1-33 官公庁等への手続等

1. 一般事項

受注者は、履行期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、製造の施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

5. コミュニケーション

受注者は、製造の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から製造の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と製造の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-34 施工時期及び施工時間の変更

1. 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合で、その時期及び時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2. 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

1-1-35 測量

1. 一般事項

受注者は、測量については、電気通信設備工事共通仕様書第1編1-1-37に定める措置をとらなければならない。

1-1-36 天災その他の不可抗力による損害

1. 災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第24条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに製造災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第24条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合とする。

① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上。

② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

④ その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合。

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. その他

契約書第24条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第21条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責

によるとされるものをいう。

1-1-37 特許権等

1. 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

2. 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年5月27日改正 法律第51号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-1-38 保険の付保及び事故の補償

1. 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で製造に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

2. 回航保険

受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

3. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

4. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他

の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

5. 掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。

1-1-39 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、製造目的物の品質・出来形の確保及び納入期限の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第2章 土木工事部分

第1節 一般事項

土木工事部分は、機構制定の「土木工事共通仕様書」による。ただし、この共通仕様書に記載されている事項は、この限りではない。

第2編 器具及び材料編

第1章 総 則

第1節 適 用

1. 一般事項

施工において使用する器具及び材料については、前項によるほか、電気通信設備工事共通仕様書第2編「器具及び材料編」を適用するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。

2. 中等の品質

契約書第12条第1項に規定する「中等の品質」とは、J I S規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。

第3編 電気通信設備製造共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 用語の定義

1. 一般事項

電気通信設備製造にあつては、第1編の1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする。

2. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

1-1-2 請負代金内訳書

1. 請負代金内訳書

受注者は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を監督員に提出しなければならない。

2. 内訳書の内容説明

監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

3. 工事費構成書

受注者は、第1項に規定された工事の場合は内訳書の提出後に監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提出を求めることができる。

また、監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目又は小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。

4. 工事費構成書の提出

監督員は、受注者から工事費構成書の提出を求められたときは、その日から14日以内に受注者に提出しなければならない。

5. 工事費構成書の内容説明

受注者は、工事費構成書の内容に関し、監督員から説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

なお、工事費構成書は、監督員及び受注者を拘束するものではない。

6. 電子データの入力

受注者は、請負代金内訳書を作成するに際して、監督員が貸与する電子データに必要事項を入力するものとする。必要事項の入力にあたっては、発注者が支給する「請負代金内訳書書式データの入力説明書（受注者用）」に基づき行うものとする。

7. 請負代金内訳書の提出

受注者は、請負代金内訳書を監督員へ提出する際には、紙で出力した請負代金内訳書に捺印したもの、及び入力済みの電子データが保存された電子媒体の両方を監督員に提出しなければならない。

1-1-3 工程表

受注者は、契約書第4条に規定する工程表を作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-1-4 現場技術員等

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員又は監督補助員（以下「現場技術員等」という。）の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。

なお、委託先及び製造を担当する現場技術員等については、監督員から通知するものとする。

(1) 受注者は、現場技術員等が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(2) 現場技術員等は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

ただし、監督員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員等を通じて行うことがある。

また、受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員等を通じて行うことができる。

1-1-5 支給材料及び貸与品

1. 適用規定

電気通信設備製造にあつては、第1編の1-1-15支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。

2. 貸与機械の使用

受注者は、貸与機械の使用にあつては、別に定める工事用機械貸付基準又は簡易な機械貸付要領によらなければならない。

1-1-6 監督員による確認及び立会等

1. 立会願の提出

受注者は設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ確認・立会依頼書を所定の様式により監督員に提出しなければならない。

2. 監督員の立会

監督員は、必要に応じ、現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

なお、監督員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 確認及び立会の時間

監督員による確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

5. 材料確認書の提出

材料確認書は、設計図書で指定した材料がある場合に提出することとし、設計図書（共通仕様書、特記仕様書、発注図面、現場説明書、質問回答書、数量総括表）に記載のない材料については、材料確認書の提出を要さない。

6. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第12条第2項または第13条第1項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料確認を受けた場合にあつても、契約書第15条及び第26条に規定する義務を免れないものとする。

7. 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、電気通信設備工事共通仕様書第3編1-1-6の表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、製造完成時までに監督員へ提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

8. 段階確認の臨場

監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

1-1-7 数量の算出

1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を速やかに監督員へ提示するとともに、製造完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、電気通信設備工事施工管理基準及び規格値、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

1-1-8 完成図書の納品

1. 一般事項

受注者は、製造目的物の供用開始後の維持管理、後工事等や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を完成図書として納品しなければならない。

- ① 完成図
- ② 設備図書

2. 完成図

受注者は、設計図書に従って製造目的物の完成状態を図面として記録した完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、完成図は設計寸法（監督員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

3. 設備図書の作成

受注者は、設計図書に従って製造目的物の保守に必要な設備図書を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。設備図書は、機器製作図、取扱説明書、試験成績書、施工図等を取りまとめたものをいう。

4. 電子成果品及び紙の成果品

受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。

なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合せ簿管理ファイル、設備図書管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(http://www.cals-ed.go.jp/cris_dtdxml/)において公開している「電気通信設備編に関わるDTD、XML出力例」平成28年3月を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。

また、台帳フォルダ（REGISTER）の作成は不要とし、電子納品する台帳データがある場合は、その他フォルダ（OTHERS）へ格納するものとする。

5. 道路工事完成図等の電子成果品

受注者は、設計図書において道路工事完成図等作成の対象と明示された場合、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料）」に基

づいて電子成果品を作成しなければならない。

6. 地質調査の電子成果品

受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

1-1-9 施工管理

1. 適用規定

第1編1-1-22施工管理の規定に加え以下の規定による。

2. 品質記録台帳

受注者は、製造に使用した建設資材の品質記録について監督員に提出しなければならない。

1-1-10 製造中の安全確保

1. 適用規定

第1編の1-1-24製造中の安全確保の規定に加え以下の規定による。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3. 使用する建設機械

受注者は、土木工事等に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

4. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、製造に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。

1-1-11 交通安全管理

1. 適用規定

第1編1-1-30交通安全管理の規定に加え以下の規定による。

2. 履行用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された履行用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、履行用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

3. 施工計画書

受注者は、指定された履行用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

1-1-12 測量

1. 適用規定

第1編1-1-35測量の規定に加え以下の規定による。

2. 仮設標識

受注者は、丁張、その他施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

1-1-13 提出書類

1. 一般事項

受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。

2. 設計図書に基づいた資料等の作成

受注者は、機材の据付などに先立ち設計図書に基づいた資料等を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-14 創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、製造完成時までに所定の様式により、監督員に提出することができる。

第2章 共通土木工

第1節 適用

共通土木工については、電気通信設備工事共通仕様書第3編第2章「共通土木工」を適用するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。

第3章 設備の耐震基準

第1節 適用

設備の耐震基準については、電気通信設備工事共通仕様書第3編第3章「設備の耐震基準」を適用するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。

第4章 共通設備工

第1節 適用

共通設備工については、電気通信設備工事共通仕様書第3編第4章「共通設備工」を適用するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。

第4編 電気設備編

第1章 総 則

第1節 適 用

電気設備については、電気通信設備工事共通仕様書第4編「電気設備編」を適用するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。

第5編 通信設備編

第1章 総 則

第1節 適 用

通信設備については、電気通信設備工事共通仕様書第5編「通信設備編」を適用するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。

第6編 電子応用設備編

第1章 総 則

第1節 適用

電子応用設備については、電気通信設備工事共通仕様書第6編「電子応用設備編」を適用するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。